

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年一月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高頭秀和

指定番号	指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長（単位メートル）	指定に係る道路の幅員（単位メートル）
第一号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和八年一月九日	深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 五街区十五画地地先から三街区十二画地地先まで	七十八・〇〇	八・〇
	深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 一号街区公園地先から八街区一画地地先まで	五十五・〇〇	六・〇	八・〇	八・〇
	深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域外 二十三街区七画地地先から二十四街区一画地地先まで	四十八・〇〇			